

## 令和2年度江田島市産後ケア事業実施要領

### 1 目的

産後の母子に対して、心身のケアや育児へのアドバイス等を行い、安心して子育てができるよう支援する。

### 2 実施主体

江田島市（福祉保健部 子育て支援課）

### 3 対象者

市内に在住の産婦並びにその新生児及び乳児であって、次の(1)または(2)に該当する者。なお、対象者の決定に当たっては、産婦健康診査結果等も踏まえ、課内で検討する。

- (1) 産後に心身不調または育児不安等がある者
- (2) (1)の他、特に支援が必要と認められる者

### 4 実施方法及び内容

事業従事者が対象者の自宅に赴き、個別に心身のケアや育児について、具体的なアドバイス等を行う。

実施後は、支援内容等を記録し今後の支援について検討する。

### 5 事業従事者等

保健師及び助産師が、従事する。

### 6 留意事項

- (1) 円滑に実施するため、関係機関等と連携を図る。
- (2) 支援に当たっては、安全面・衛生面に十分配慮する。